

帯広市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年6月25日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第31号

帯広市印鑑条例の一部を改正する条例

帯広市印鑑条例（平成元年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、自ら電子情報処理組織（帯広市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成29年条例第14号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。